

報道関係者各位

2025年7月31日

日本郵政株式会社

日本郵便株式会社

株式会社ゆうちょ銀行

株式会社かんぽ生命保険

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に対する非常取扱いの実施について

令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる被災者の皆さんに、謹んでお見舞い申し上げます。

日本郵政グループでは、この度の災害により、災害救助法が適用された地域の被災された皆さまへの非常取扱いを下記のとおり実施します。

なお、今後、災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様にお取り扱いをいたします。

記

1 対象地域

【北海道】

函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、北見市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、紋別市、根室市、登別市、伊達市、石狩市、北斗市、松前郡松前町、松前郡福島町、上磯郡知内町、上磯郡木古内町、茅部郡鹿部町、茅部郡森町、二海郡八雲町、山越郡長万部町、寿都郡黒松内町、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡余市町、増毛郡増毛町、留萌郡小平町、苦前郡苦前町、苦前郡羽幌町、苦前郡初山別村、天塩郡遠別町、天塩郡天塩町、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町、枝幸郡枝幸町、天塩郡豊富町、礼文郡礼文町、利尻郡利尻町、利尻郡利尻富士町、天塩郡幌延町、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町、虻田郡豊浦町、白老郡白老町、勇払郡厚真町、虻田郡洞爺湖町、勇払郡むかわ町、沙流郡日高町、新冠郡新冠町、浦河郡浦河町、様似郡様似町、幌泉郡えりも町、日高郡新ひだか町、広尾郡大樹町、広尾郡広尾町、中川郡豊頃町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、厚岸郡浜中町、白糠郡白糠町、野付郡別海町、標津郡標津町、目梨郡羅臼町

【青森県】

八戸市、三沢市、むつ市、東津軽郡外ヶ浜町、上北郡六ヶ所村、上北郡おいらせ町、下北郡風間浦村、下北郡佐井村、三戸郡階上町

【岩手県】

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畠村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町

【宮城県】

仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理郡亘理町、亘理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、

牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町

【福島県】

いわき市、双葉郡広野町、相馬郡新地町

【静岡県】

静岡市、沼津市、伊東市、富士市、磐田市、下田市、伊豆市、賀茂郡東伊豆町

【三重県】

鳥羽市、志摩市

2 取扱内容

(1) 貯金関係（別紙1参照）

通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

(2) 保険関係（別紙2参照）

かんぽ生命の保険契約および簡易生命保険契約に関する保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の支払い等の非常取扱い

3 取扱郵便局および取扱店

(1) 貯金関係

郵便局※およびゆうちょ銀行各店舗

※簡易郵便局を含みます（貯金取扱局に限ります。）。

(2) 保険関係

郵便局※およびかんぽ生命保険各支店

※簡易郵便局を除きます。

注 災害等の影響により、ご利用いただけない郵便局、ゆうちょ銀行店舗、かんぽ生命保険支店またはATMがございます。お客様には大変ご不便をおかけしておりますことをお詫び申し上げます。

4 取扱期間

(1) 貯金関係

2025年7月31日（木）から2025年9月1日（月）まで

(2) 保険関係

ア 保険料の払込猶予期間の延伸

通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。

イ 保険金の支払い等の非常取扱い

2025年7月31日（木）から2025年9月1日（月）まで

【お客様のお問い合わせ先】

〈別紙1関係〉

ゆうちょコールセンター 0120-108420

〔受付時間：ゆうちょ銀行 Web サイトの[お問い合わせページ](#)で
ご確認ください。〕

※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。

※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

〈別紙2関係〉

かんぽコールセンター 0120-552-950
(フリーダイヤル)
〔受付時間：平日 9:00~21:00
土・日・休日 9:00~17:00〕
(1月1日から3日を除きます。)

日本郵便株式会社お客様サービス相談センター
0120-23-28-86 (フリーダイヤル)
携帯電話から 0570-046-666 (有料)
〔受付時間：平日 8:00~21:00
土・日・休日 9:00~21:00〕

日本郵政株式会社 クライスマネジメント統括部 災害対策室
電話：03-3477-0115(直通)
〔受付時間：平日 9:00~18:00〕

通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

	取扱いの内容	取扱期間
1	通帳・証書等や印章をなくされた被災者の方に対する次の取扱い ・通常貯金、定額貯金および定期貯金の払戻し ・民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金および 積立郵便貯金の払戻し ・払戻証書による払戻金および返還金支払通知書による返還金の払渡し ※ おひとりさま 20万円まで	2025年7月31日（木）から 同年9月1日（月）まで
2	・定額貯金の据置期間（6か月）内の払戻し ・定期貯金の預入期間内の払戻し	
3	被災により汚れた紙幣の引換え	
4	国債を紛失した場合のご相談対応（簡易郵便局を除きます。）	

かんぽ生命の保険契約および簡易生命保険契約に関する
保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の支払い等の非常取扱い

1 保険料の払込猶予期間の延伸

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間
延伸いたします。

2 保険金の支払い等

必要書類を一部省略するなどにより、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

	取扱種別	取扱期間
1	保険金および未経過保険料の支払い	2025年7月31日（木）から 同年9月1日（月）まで
2	基本契約の解約（解除）および解約返戻金（還付金）の支払い	
3	特約の解約（解除）および解約返戻金（還付金）の支払い	
4	普通貸付金の支払い	
5	契約者貸付利率の減免（※）	
6	保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し（還付）	
7	契約者配当金の支払い	

※ ご契約内容により契約者貸付利率の減免が行われない場合があります。